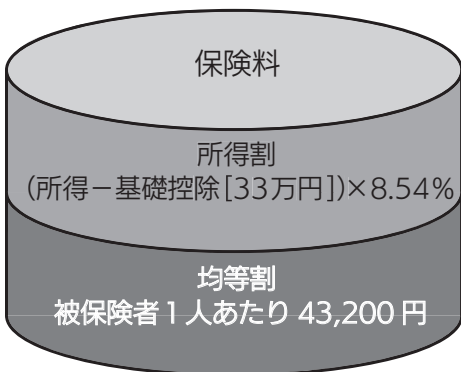


保険料の決め方

保険料は全ての被保険者一人一人に納めてもらいます。

保険料の額は被保険者一人一人に均等に賦課される「均等割」と所得に応じて決められる「所得割」の合計額となります。



4月から 後期高齢者医療保険制度の 保険料が変わりました



後期高齢者医療は、75歳以上の方、または65歳以上で一定以上の障がいを持つ方が加入する保険です。所得の低い方や被用者保険の被扶養者だった方は、特例措置として保険料の軽減措置がありますが、4月から見直されました。

くわしくは

記事について 税務課 市民税係 ☎ 21-5113
制度について 県後期高齢者医療広域連合 ☎ 028-627-6805

所得の低い方の軽減措置

▼所得割の変更

所得割額を負担する方のうち、所得から基礎控除額(33万円)を差し引いた額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されていましたが、今年度から2割軽減となります。

▼均等割の変更

均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準を引き上げました。均等割額5割軽減については、被保険者数に乘ずる金額が26万5,000円から27万円に、2割軽減については被保険者数に乘ずる金額が48万円から49万円に変わりました。

※均等割額9割、8・5割軽減の特例措置に変更はありません

被用者保険の被扶養者であった方への軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者だった方の均等割額は、9割軽減でしたが、今年度から7割軽減となります。

所得の低い方への均等割9割または8・5割軽減に該当する場合は、そちらが優先されます。

表：均等割の軽減基準

軽減割合	世帯の合計所得(世帯主と被保険者により判定)
9割軽減	[基礎控除(33万円)]を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他の各種所得がない場合)
8.5割軽減	[基礎控除額(33万円)]を超えない世帯
5割軽減	[基礎控除額(33万円) + 27万円 × 被保険者数]を超えない世帯
2割軽減	[基礎控除額(33万円) + 49万円 × 被保険者数]を超えない世帯

平成28年度まで
所得割が

5割軽減の方



今年度から
2割軽減
に変更となります

市税・保険料の 期限内納付にご協力ください

教育や福祉・医療の充実、生活環境の整備など、さまざまな事業は、税金や保険料で賄われています。住みよいまちづくりのために、期限内の納付にご協力ください。

くわしくは
収税課 収税係 ☎21-5103

納付できる場所

▼市の窓口

足利銀行市役所出張所、各行政センター(市民サービス係)、各地区センター・出張所、市民サービスセンター、収税課

▼金融機関

足利銀行、筑波銀行、栃木銀行、鹿沼相互信用金庫、中央労働金庫、上都賀農業協同組合、みずほ銀行、ゆうちょ銀行・郵便局(関東地方・山梨県のみ)

▼コンビニ

納付可能な店舗は、納税通知書(納付書の裏面に記載してあります。なお、納税額が30万円以上の場合やバーコードが読み取れない場合は、コンビニでの納付ができません。

※後期高齢者医療保険料、介護保険料も、7月に届く納付書からコンビニで納付できるようになりました



口座振替推進キャンペーン

▼口座振替のメリット

希望口座から自動的に引き落としになるため納付の手間が省け、納付忘れがありません。

▼日光仮面特製ボールペンをプレゼント

5月1日(月)～7月31日(月)のキャンペーン期間中に口座振替を申し込んだ方に、日光仮面特製ボールペンを差し上げます。

▼対象者

今年度中に次の対象項目に税などが課されており、現在口座振替を申し込んでいない方

▼対象項目

市県民税、固定資産(都市計画)税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

▼利用できる金融機関

足利銀行、筑波銀行、栃木銀行、鹿沼相互信用金庫、中央労働金庫、上都賀農業協同組合、ゆうちょ銀行

▼申込先

収税課、各行政センター(市民サービス係)、各地区センター・出張所、市民サービスセンター

▼申込方法

納付書と預金通帳、通帳印を持参し、申込先に備え付けの口座振替依頼書に記入する。

表：平成29年度市税などの納付期限一覧

	市県民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)
5月31日(水)	随時 (平成28年度6期)	1期	1期	随時 (平成28年度10期)	随時 (平成28年度10期)	随時 (平成28年度10期)
6月30日(金)	1期	—	—	—	—	—
7月31日(月)	—	2期	—	1期	1期	1期
8月31日(木)	2期	—	—	2期	2期	2期
10月2日(月)	—	—	—	3期	3期	3期
10月31日(火)	3期	—	—	4期	4期	4期
11月30日(木)	—	—	—	5期	5期	5期
12月25日(月)	—	3期	—	6期	6期	6期
平成30年1月31日(水)	4期	—	—	7期	7期	7期
平成30年2月28日(水)	—	4期	—	8期	8期	8期
平成30年4月2日(月)	随時(5期)	—	—	随時(9期)	随時(9期)	随時(9期)

※最終納付期限の後に納税額の更正などがあった場合、「随時」として課税されることがあります。